

業務災害補償制度(事業活動総合保険)

労災リスクに備える補償

業務上および通勤時の偶然な事故によりケガなどを被った場合に保険金を支払います。政府労災の上乗せとして採用いただけます。本年度は加入コースの改訂を行っていますので、この機会に改めて必要な補償をご検討ください。

① 加入資格

全日本電気工事業工業組合連合会の会員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員

② 補償対象者

【役員・個人事業主・家族従事者コース】申込時にお名前をご記入いただいた方のみ補償対象者となります。

- ① 法人の役員
- ② 個人事業主
- ③ 個人事業主の家族従事者(家族従事者は従業員・下請負人コースでは補償されません。)
家族従事者とは個人事業主と同居するご家族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、直接賃金のお支払いを受ける方をいいます。
- ④ 法人の役員兼務従業員(役員兼務従業員は従業員・下請負人コースでは補償されません。)

【従業員・下請負人コース(業務中のみ補償)】売上高の区分によりご加入いただくことで、次に記載の全員が人数に関係なく補償対象者となります。

- ① 加入申込人(加入者)の従業員(臨時雇いを含みます。)
- ② 加入申込人(加入者)の下請負人(下請負人の役員・従業員のみが対象です。また下請負人は加入申込人の下請負業務中の事故のみ補償します。共同施工方式によるJV工事の場合、下請負人は対象外です。)

③ 対象工事(対象業務)

通勤時(出退勤)を含み、被保険者が行うすべての業務中の事故が対象

④ 保険期間

平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時までの1年間

中途加入は、申込月の翌月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時までとなります。

中途加入の手続きは毎月20日が締切日となっておりますので、締切日を過ぎた場合は翌々月1日午後4時からの補償となります。

⑤ 補償内容

このようなケガなどを補償します

業務災害補償制度は、被保険者が急激かつ偶然な事故によってケガをされた場合、または業務上疾病*1を発症された場合に保険金をお支払いします。

*1 次の要件をすべて満たす症状にかぎりず。

- ①偶然かつ外来によるもの。②労働環境に起因するもの。③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの。(具体的には熱中症、しもやけなどが該当します。)



作業中に感電して亡くなりました。



地震によって転落して亡くなりました。(天災補償有の場合のみ)



炎天下での作業中、熱中症にかかり、入院した。〔充実プラン〕〔基本プラン〕のみ



通勤中に交通事故にあい亡くなりました。



プライベートでゴルフ中、転倒してケガをして入院した。(役員・個人事業主・家族従事者コースの24時間補償の「充実プラン」〔基本プラン〕のみ)

⑥ 保険金受取人

保険金受取人はケガをされた方(補償対象者)となります。死亡の場合は法定相続人となります。

【受取人を会社に指定する場合】

加入申込時点で、会社で定められている「災害補償規程」のコピーに会社の記名押印をして加入・変更申込書と一緒に事前にご提出いただけます。毎年、保険更新時に提出いただく必要があります。なお、「災害補償規程」以上の金額でご加入されていても「災害補償規程」の金額が保険金お支払いの上限になります。